

報告第 2 0 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 7 月 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

貸金返還債務の弁済に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年5月28日

足立区長 近藤 弥生

貸金返還債務の弁済に関する和解について

足立区は、育英資金貸付金の償還残額の弁済につき、下記により和解する。

記

- 1 相手方
足立区六町在住者（借受人）および
足立区大谷田在住者（連帯保証人）

- 2 和解の要旨
別紙和解条項のとおり

- 3 足立区代理人
豊島総合法律事務所
弁護士 豊島 國史

和 解 条 項

- 1 被告 及び被告 は、原告に対し、連帯して、本件債務として 66 万 9300 円の支払義務があることを認める。
- 2 被告 及び被告 は、原告に対し、連帯して、前項の金員を次のとおり分割して、原告方に持参又は納付書を使用して支払う。
 - (1) 令和元年（2019 年）5 月から令和 5 年（2023 年）11 月まで、毎月末日限り、1 万 2000 円ずつ
 - (2) 令和 5 年（2023 年）12 月末日限り、9300 円
- 3 被告 及び被告 が前項の分割金の支払を 2 回以上怠り、その額が 2 万 4000 円に達したときは、当然に同項の期限の利益を失い、被告 及び被告 は、原告に対し、連帯して、第 1 項の金員から既払金を控除した残金及びこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年 10.95%の割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 原告、被告 及び被告 は、原告と被告 との間及び原告と被告 との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は各自の負担とする。

以 上